

中小企業事業主の皆様へ 宮城県からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策 『宮城県雇用維持交付金』(雇用調整助成金の上乗せ助成)のご案内

宮城県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を受けた中小企業の事業主の方に、「宮城県雇用維持交付金」を上乗せ助成して、雇用面から事業活動を支援します。

支給対象

宮城県内の事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により労働者に支払った休業手当等について、**国の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた中小企業の事業主(解雇等を行わない企業※を除く)**。
※解雇等を行わない中小企業については国で10/10を負担します。

支給対象期間

令和2年4月1日から **令和3年3月31日** までに実施した休業 (教育訓練によるものも含む)

助成率

令和3年2月末から延長となりました

事業主が支払った休業手当等と国の日額単価との差額の1/2
※ただし、県と国の補助総額は15,000円または支払った休業手当等を超えない額とする。

支給額イメージ ※支給額総額は、県補助日額に月間休業等延べ日数を乗じた額となります。

(例1) 平均賃金額12,500円・休業手当等支給率100%のケース＝休業手当等額12,500円

国 10,000円 (休業手当等額12,500円 × 4/5)

県 1,250円

企業 1,250円

(例2) 平均賃金額17,000円・休業手当等支給率100%のケース＝休業手当等額17,000円

国 13,600円 (休業手当等額17,000円 × 4/5)

県 1,400円

企業 2,000円

国+県補助総額15,000円

申請期限 **まだご申請いただいていない方は、早めのご提出をお願いします！**

宮城労働局から支給決定を受けた日の翌日から6か月以内、または、令和3年12月23日までのいずれか早い日に、支給申請書と添付書類を下記へご提出ください。なお、申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

※裏面のフローチャートで申請可能かご確認いただけます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「郵送」によるご提出にご協力をお願いします。

詳細や様式のダウンロード

交付金の詳細や申請書については、県ホームページをご覧ください。

宮城県 雇用維持交付金

検索

申請受付 ・ お問い合わせ先

宮城県経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班 『雇用維持交付金担当』

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台北町ビル2階

TEL 022-797-4026

FAX 022-211-0973

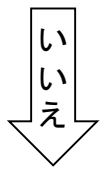
〈受付時間〉 平日(12月29日～1月3日を除く) 8時30分から17時15分まで

裏面のフローチャートで申請可能か確認

宮城県雇用維持交付金に申請可能か確認するための フローチャート

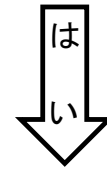
〔スタート〕 Q1 国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」(以下「雇用調整助成金等」という。)の支給決定を受けましたか？

雇用調整助成金等の支給決定内容につきましては、管轄の労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

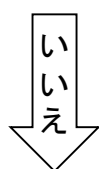


交付金対象外

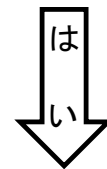
休業等を実施した場合は、雇用調整助成金等の手続きについて、まずは国にご確認ください。



Q2 雇用調整助成金等の支給決定通知は、宮城労働局から受けたものですか？



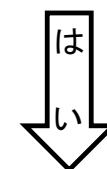
交付金対象外



Q3 事業主は中小企業(※1)に該当しますか？



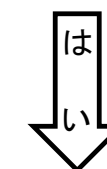
交付金対象外



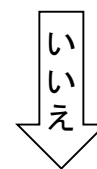
Q4 雇用調整助成金等の支給対象となる休業は、R2. 4. 1～**R3. 3. 31**までに行ったものですか？



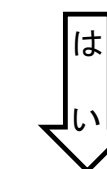
交付金対象外



Q5 雇用調整助成金等の助成率は4/5(※2)ですか？

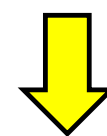


交付金対象外



交付金対象の可能性有り

※申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください



県雇用対策課ホームページで詳細や申請書類をご覧のうえ、表面の受付先に申請書類のご提出をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※1

中小企業とは次に該当する企業を言います。

- 小売業(飲食店を含む)
資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
- サービス業
資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
- 卸売業
資本金1億円以下又は従業員100人以下
- その他の業種
資本金3億円以下又は従業員300人以下

※2

『助成率が4/5であるかどうか』は、お手元の雇用調整助成金等の助成額算定書でご確認ください。

なお、雇用調整助成金等の助成率が10/10で計算されている場合は、宮城県雇用維持交付金の助成対象外となります。